

木簡と大宝令

岸 俊 男

日本出土の木簡に関する研究は最近ようやく軌道に乗り、多くの成果をあげながら順調に歩みはじめたようであるが、その日本簡の有するいくつかの基礎的な課題のうちにつぎのようなものがある。

まず日本における出土木簡は、目下のところ一方で紙も文字を記すために用いられているいわゆる紙木併用期のものに限られているので、それでは木簡と紙との使い分けをどうしたかという問題である。この問題に対しては、木簡が「木」で作られているという材質上の特徴を考察の基点にすえて、そこから木簡と、紙に書かれた文書・記録などとの機能面における違いを追究して解いて行こうといふ試みがなされている。その結果、最近は木簡が確かに「木」としての特質を生かした使われ方をしていくことが次第に明らかになりつつあるが、そうした木簡の独自性は、たとえば木簡を紙に書かれた文書とは全く異なるものとして評価させるに至っていたのであるが、つまり当時の公私文書全般のなかで木簡はどのような位置を占め、また紙の文書とどのような関係にあったのだろうかということが一つ問題となつてくる。

つぎにいま一つは日本ではいつごろから木簡が使用されはじめたのだろうかという問題である。現在までの出土簡では坂田寺と難波宮出土のものが七世紀半ばを遡るとされるが、年紀の明らかなものでは、飛鳥の伝板蓋宮遺跡外郭外溝から出土した「大花下」などの冠位を記した木簡や「白髮部五十戸」の貢進物付札が、大化五年（六四九）二月から天智三年（六六四）二月までの間のものとみられて最も古い。この問題の解決については今後における古い木簡の出土を期待するより致し方ないのかも知れないが、ただ荏苒として徒らにその日を待つよりは、現在までに得られただけの資料をもとにいろいろの方向からその時期を推定してみることも必要であろう。しかしそうしたとき、この問題は必然的に日本の木簡が中国や朝鮮の木簡といかななる関係にあったかという基本的な課題に突き当たる。

以上掲げたような二つの問題はどれも早急に解決されるような簡単なものではないが、本稿ではそうした課題の究明に対する私なりのささやかな努力を試みてみたいと思う。

—

奈良国立文化財研究所編「藤原宮木簡」解説に付章として収載されている「藤原宮木簡の記載形式について」は、藤原宮出土木簡の貢進物付札（荷札）の記載形式の特色の一つに関して、次のように述べている。

すなわち、淨御原令制下の貢進物付札においては、年月日を冒頭に記していたが、大宝令の施行とともに記載順序が変わり、逆に年月日が最後にくるようになつたというのである。いま最近まで出土した貢進物付札のうち、年月日記載が冒頭にくるもののすべてを年代順に掲げると次のようになる。

平城宮出土木簡の場合にはすべて「国名十郡名十里名十個人名十
年月日」という記載の順序を原則にしており、里名や個人名を記
さない場合でも、この順序には変化がない。これに対して藤原宮
出土木簡の場合には「年月日十国名十評名十里名十個人名」とい
う形式をもつものが多いことである。平城宮出土木簡にみえる記
載順序は『令義解』にみえる養老賦役令調皆隨近条に「注国郡里
戸主姓名年月日」と規定されていることに準じて記載しているも
のと思われる。『令集解』の賦役令調皆隨近条は古記を引用せず
他にも直接関連する史料はないが、大宝令施行期間中の調庸布の
墨書銘や平城宮出土木簡はすべて、この隨近条に準じて記載する
大宝令にも隨近条の注は存在したものとみて大過ないであろう。
そうであるとすれば、藤原宮出土木簡に「年月日十国名十評名十
里名十個人名」という記載が多いのは、大宝令施行以前の制度に
よるものではないかと推察される。

- | | | | |
|------|---------------------------|-----------------|-----------|
| (1) | ・「 <u>壬午年十月</u> 」 | 〔毛野〕 | 史料 545(2) |
| (2) | 癸未年七月 | 〔三野大野評阿漏里〕 | 史料 544 |
| (3) | ・「 <u>辛卯年十月尾治國知多評</u> 」 | 〔阿漏里〕 | 史料 544 |
| (4) | ・「 <u>辛卯年十一月新井里人宗我部</u> 」 | 〔持統 五〕 | 藤原 史料 166 |
| (5) | ・「 <u>甲午年九月十二日國</u> 」 | 〔持統 五〕 | 伊場 報告 7 |
| (6) | ・「 <u>阿具里五部</u> 」 | 〔持統 八〕 | 藤原 史料 162 |
| (7) | 〔 <u>比カ</u> 〕 | 〔 <u>米六斗カ</u> 〕 | |
| (8) | 〔 <u>乙未年入野里人君子部</u> 〕 | 〔持統 九〕 | 藤原 報告 114 |
| (9) | 〔 <u>乙未年十月</u> 〕 | 〔持統 九〕 | 藤原 史料 175 |
| (10) | 〔 <u>丙申年七月旦波國加佐評</u> 〕 | 〔持統一〇〕 | 藤原 報告 10 |
| | | 史料 155 | |

木簡と大宝令

(11)	「 <u>丙申</u> □□□□□□	(持統一〇) 藤原	史料 193
(12)	・「 <u>丁酉年</u> 若狭國小丹生評岡田里三家人三成」		
(13)	・「御調塩二斗」		
(14)	「 <u>丁酉年</u> _{若佐國小丹生評} □斗」	(文武 元) 藤原	史料 147
(15)	・「 <u>戊戌年</u> 三野國厚見評」	(文武 元) 藤原	史料 182
(16)	・「 <u>□□里</u> 秦人□□五斗」	(文武 元) 藤原	史料 182
(17)	・「 <u>己亥年</u> 十月上挾國阿波評松里×	(文武 三) 藤原	現説
(18)	・「 <u>己亥年</u> 若佐國小丹×	(文武 三) 藤原	報告 115
(19)	・「三家里三家首田末□×	(文武 三) 藤原	報告 117
(20)	・「 <u>己亥年</u> 九月三野國各□ _(美カ) ×	(文武 三) 藤原	史料 160
(21)	・「 <u>汎</u> 奴麻里五百木部加西□×	(文武 三) 藤原	史料 160
(22)	・「 <u>己亥年</u> 十月吉備□ _(中カ) ×	(文武 三) 藤原	史料 182
(23)	・「 <u>評輕部</u> 里□×	(文武 三) 藤原	史料 182
(24)	・「 <u>己亥年</u> 十二月二方評波多里」	(文武 三) 藤原	現説
(25)	・「 <u>大豆</u> 五斗」	(文武 三) 藤原	現説
(26)	「 <u>庚子年</u> 四月 <u>木ツ里</u> 秦人申二斗	(文武 四) 藤原	史料 146
(27)	「 <u>庚子年</u> 三月十五日川内國□×	(文武 四) 藤原	現説

(22) 「大寶三年十一月十二日御野國榆皮十斤」

(大宝 三) 藤原 史料 161

このように貢進物付札に關しては、やはり指摘されたごとく、干支をもつて年紀を記した木簡、つまり大宝以前のものについては、例外なくすべて年月日が最初に書かれており、しかも新しい資料を加えると、最も早いものは天武十一年(六八二)にまで遡る。一般に淨御原令の編纂は天武十年二月から始められ、その施行は持統三年(六八九)六月からとされるので、こうした記載形式は単に淨御原令制下だけに限られるのではなく、すでにそれ以前からのものであることが知られる。これに対して年月日が最後に書かれる記載形式はいつから始まるのかを、やはりその後の出土木簡を含めて改めて年代の古いものから順を追つて若干列挙してみよう。

(23) 「尾治國知多郡×

・「大寶二年□×

(大宝 二) 藤原 史料 151

(24) 「下毛野國足利郡波自可里鮎大贊一古参年十月廿二日」

(大宝 三) 藤原 史料 3

(25) 「尾治國知多郡贊代里

・「丸部刀良三斗三年九月廿日」

(大宝 三) 藤原 史料 655

(26) 「丹國加佐郡白葉里大贊久己利魚腊一斗五升和銅二斗

||年四月□」

(和銅 二) 藤原 史料 451

(27)

× □ 大贊十五斤和銅二年四月 < (和銅 二) 藤原 現説

文に よつたもの であるにせよ、年紀を冒頭に記す記載形式が淨御原

綿囊、具注三國郡里戸主姓名年月日、各以三國印々々之、」という条文によつたものであるにせよ、年紀を冒頭に記す記載形式が淨御原

(28)

「参河國(飽カ)□臣郡寸□里海部宇麻呂□(春端カ)」
米五斗 和銅二年十二月无位主帳「「麻呂」」

(和銅 二) 平城 史料 2704

(29)

「上総國猪腊二斗」

「(和カ)銅二年□□月十□日」

(和銅 二) 平城 概報三

(30) 「越中國利波郡川上里鮒雜」

「腊一斗五升 和銅三年正月十四日」

(和銅 三) 平城 概報六

(31) 「三野國本須郡三野マ□□□□▽」
「和銅四年□二月」

(和銅 四) 平城 概報三

そこでまことに出土した文書簡・記録簡のうち、年月日の記されているものを年代の古いものから順を追つて掲げてみよう。

(32) 「辛酉年三月十日□×

「百代主爻 百代□×

(齊明 七) 藤原 報告 86

(33) 「□□年□月生十日柴江五十戸人 若□」
「□□三百卅束□□マ□□」

(若倭カ)

(天武一〇) 伊場 報告 3

以後はほとんどすべて同様であるので省略するが、最近の出土例を加えて、さきに指摘されたとおり、年月日を最後に記す貢進物付札は大宝二年を遡らない。したがつて貢進物付札の年月日記載形式が大宝令の施行された大宝二二三年を境にして記事の冒頭から末尾へと変化したとする「藤原宮木簡一」解説の提言は正しいとすべきであろう。しかしそうした変化がたとえ大宝令にも存在したと推定される賦役令調皆隨近合成、絹絶布両頭、及系

(34) 「甲申年七月三日□□□□□(部カ)」

「□□日仕甘於連×

(天武一三) 藤原 史料 522

(35) 「己丑年八月放×

(持統 三) 伊場 報告 4

木簡と大宝令

右にはさきの貢進物付札の場合と同じく和銅三年ごろまでを限つて掲げ、以下を省略したが、これらの年紀の明らかな文書簡・記録簡を通観すると、そこでも大宝令の施行された大宝二年ごろを境として、その前後において貢進物付札の年月日記載にみられたと同じ変化、つまり年紀が文章の最初から最後に移るという変化が起こっている。もつとも⁽³²⁾や⁽³³⁾のような字配りで下部が欠損している場合には、厳密には必ずしも年紀のある面が表とはいきれず、裏とする方が表で、年紀は文章の途中にあるものといえるかも知れない。⁽⁴⁴⁾とくに記録簡の場合はその判定が難しいが、文書簡ではそのように文章の途中の年紀が偶然にちょうど裏面の冒頭にくるというようなことはまずないと考えられるので、一応年紀の書かれている方を表と判定した。また⁽⁴¹⁾については年次未詳としたが、同じ皇太妃宮職解である⁽⁴⁰⁾や、「皇太妃宮職解」という用字、およびここにいう皇太妃が皇太子草壁親王の妃で、のちに元明天皇として即位した阿闍皇女をさすことなどを勘案すれば、大宝一慶雲年間のものと推定し今まで間違いあるまい。

以上のように文書簡や記録簡においても、大宝令の施行を契機として年月日の記載形式に変化が起こっているとする、つぎの事例

のよう年次が明記されず、単に月日だけが記されている場合についても検討の資料とすることがができる。

(46) 「九月廿六日 蘭職進大豆卅□×

藤原 史料1

(47) ×於市□遣糸九十斤 蟻王 猪使門。」
・×月三日大属從八位上津史岡万呂。」

藤原 史料2

すなわち(46)には「蘭職」がみえるが、これは他の藤原宮木簡にみえる膳職・塞職と同様に淨御原令における官司名で、大宝令では園池司となる。したがってこの木簡が大宝令施行期より以前のものであることは確実である。これに対して(47)には「從八位上」という大宝令以後の位階が記されており、また「大属」という官名は大宝令における寮の主典であるから、大宝令施行期以後のものであることは明らかである。ところが(46)においては「九月廿六日」という日付が冒頭に記されており、(47)では「□月三日」の日付は公式令の書式のごとく差出人とみられる官人の位置の前に記されている。ただ(47)の場合も、それだけでは表裏の判定が恣意的と評されるかも知れないが、図版写真による限り、字配りや字の大きさ、筆勢、および木簡の作り方、下端の穴のあけ方などから総合的に判断して、まず誤りないと考える。そうなると、年次の記されていないこの二点についても、大宝令以前と以後で年月日の記載形式の変化していることが確認できるのである。

藤原宮出土木簡には年次不明のもので、単に月日のみを記すものが他にある。それには月日が冒頭にあるものも、また後に記されているものもあり、上下が折損されている断簡の場合はいずれとも判別し難いものも多い。しかし藤原宮の存続期間は大宝令施行の前と後にわたっており、両様の書式のものが混在しているのは当然であって、上述のような推論の支障にはならない。それでは平城宮の場合はどうであろうか。平城宮はいうまでもなく大宝令、およびそれをほぼそのまま継承した養老令の体制下にあつたが、やはり文書簡を検しても年月日を冒頭に記すものはほとんどなく、大宝令以後の藤原宮の場合と同じく、文章の最後か、使者名や差出人などのあるときはその前に記すのが原則であったことが明らかに知られる。いまそのすべてをここに掲げることはできないので、代表的なものを少し例示しておこう。

「津嶋連生石 春日椋人生村宇太郡
召急山部宿祢東人平群郡 三宅連足嶋山邊郡
忍海連宮立忍海郡 大豆造今志廣背郡」

(48) 「刑部造見人 和銅六年五月十日使葦屋
小長谷連赤麻呂 右九 椋人大田 充食馬」

(和銅六) 平城 概報六

しかし中には例外的に年月日が冒頭にある事例もなくはないが、極めて少數であり、そうしたものがあつても遺例と考えれば行論には差支えない。参考までに若干の例をあげてみよう。

(61)・「十二月十七日辰時奉入人□□人」

・「持鉗四柄」

(年次未詳) 平城 概報六

(57)は月日が冒頭に記されているが、年次が改めて末尾にやや小さい字で記入されている。このような物品の進上にに関する木簡には月

日を最初に記したものが多く、(58)も(59)もその一例で、(59)は上端に切

(58)は月日が冒頭に記されているが、年次が改めて末尾にやや小さ

(59)は月日が冒頭に記されているが、年次が改めて末尾にやや小さ

(58)や「竹野王子大許進米三升受稻□」「六日百鷗」(平城・概報一三)

という木簡とともに出土しているので、一括してここに掲げた。そ

(59)のほか削片や断簡であるが、「十三日進鮓□」「九日進□(鮓)□□」(と

もに平城・概報一)というのもある。(60)は記録簡というべきもので、

(61)は月日だけではなく時刻が記

(62)は月日だけではなく時刻が記

(63)は月日だけではなく時刻が記

(64)は月日だけではなく時刻が記

(65)は月日だけではなく時刻が記

(66)は月日だけではなく時刻が記

(67)は月日だけではなく時刻が記

(68)は月日だけではなく時刻が記

(69)は月日だけではなく時刻が記

ととして、他の遺跡出土の文書簡で年月日を冒頭に記した問題となるような木簡についてみてみよう。

(62) 「八月□日記貸稻数財マ人 物×」(年次未詳) 大宰府概報4

(63) 「十月廿日巳志前贊驛□□留鮪四列都備五十具」

・「須志毛十古 割軍布一古」

(年次未詳) 大宰府概報7

(64) 「嘉祥二年正月十日下稻日紀 □年料」

・「□三千八百卅四□『勘了 正月十□』」

(65) 「(合カ) (東カ) (二カ)」

(嘉祥二) 払田 概要

(66)と(67)はともに大宰府遺跡から出土したもので、(66)は藏司西地区から「久須評」や「里長日下部君牛睿」という字句のみえる木簡とともに出土しているが、この木簡の冒頭の「八月廿日記」のように、文章の最初に年月日を記して「——記」と書く形式は、最近の稻荷山古墳出土鉄劍銘にもみられ、そのほか法隆寺献納菩薩半跏趺銘に「歲次丙寅年正月生十八日記」(推古一四、六〇六)、同觀音菩薩立像銘に「辛亥年七月十日記」(白雉二、六五一)、野中寺弥勒菩薩半跏趺銘に「丙寅年四月大日八日癸卯開記」(天智五、六六六)、上野山上碑銘に「辛巳歲集月三日記」(天武一〇、六八一)とあり、河内新堂廃寺出土瓦籠書にも「——月記燒終」と刻まれている。しかしそう

した表記法はそれ以後の資料にはほとんどみえず、ほぼ七世紀末を下限としている。したがってそれらの点から類推すると、やはりこの木簡は大宝令施行以前のものとすることが可能ではなかろうか。つぎに⁽⁶³⁾は大宰府政庁地区北面築地基壇の下層からただ一点単独で出土したものであるが、筑前を「竺志前」と表記していることや、「多比」「軍布」など藤原宮出土木簡に共通する用字が多く、大宝令以前、あるいは施行直後と推定することができよう。⁽⁶⁴⁾は払田柵外郭南門跡から出土したもので、稻の下行について記録しているが、用途は明らかでない。九世紀中ごろのもので、日記でもあり、特殊な遺例とすべきであろう。このように藤原宮・平城宮以外から出土した文書簡・記録簡についても、大宝令施行前後において年月日記載が逆転するというさきの提説は成立しそうである。

三

さてこのようにして単に貢進物付札だけでなく、文書簡、あるいは記録簡についても、大宝令がはじめて施行された大宝元年（七〇一）ごろを堺として、年月日記載の書式が從来は冒頭であったのが、文章の末尾に書かれるようになり、それが明らかになると、その依拠するところがただ賦役令調皆隨近條であるというだけでは、十分にその変化の理由を説明することが困難となつてくる。そこで問

題となつてくるのが、やはり『藤原宮木簡一』の解説付章において、藤原宮出土の上申文書と認められる文書簡には「宛先の前に申（白）す」という書式が多く、それが大宝令や養老令の公式令に規定された「解式」に先行する古様の上申文書の形式らしいと述べられている指摘である。いま理解に便利なように、煩をいとわずその後の出土例も加えて改めて列挙してみよう。

65・「法恩師前 小僧吉白 啓者我尻坐□止×

・「僧□者 五百□

（年次未詳）藤原 史料 525

66・×□ 得文申 別戸造□^{（前カ）}曰×

（年次未詳）藤原 史料 414

67・×□古豆 大鳴 十明日木令×

（年次未詳）藤原 史料 466

68・「但鮭者速欲等云□□×

（年次未詳）藤原 史料 466

69・「以上博士御前白 宮守官×

（年次未詳）藤原 県概 31

70・「□可賜哉 使□^{（許カ）}

（年次未詳）藤原 史料 9

71・「御門方大夫前白上毛野殿被賜」

（年次未詳）藤原 史料 11

72・「恐々受賜申大夫前筆×

（年次未詳）藤原 史料 11

73・「曆作一日二赤万呂□×

（年次未詳）藤原 史料 10

74・「大夫前恐□□×

（年次未詳）藤原 史料 10

- (73) 御前申薪一束受給 (年次未詳) 藤原 県概

(74) 「卿等前恐々謹解」〔寵カ〕 (年次未詳) 藤原 史料 8

・「卿爾受給請欲止申」〔豊カ〕

(75) 「末□□□命坐而自知何故」〔桃子一二升〕 (年次未詳) 藤原 史料 13

・「彈正臺笠吉麻呂請根大夫前奉直丁刀良」〔年次未詳〕 (年次未詳) 藤原 報告 77

これらの中にはいづれも年月日が記されておらず、またそのことが一つの特色として問題となるが、そのためこれらすべてを直ちに大宝令施行以前のものと断定することはできない。ただ最後に掲げた(76)には「彈正臺」とあり、『続日本紀』天平十四年十一月癸卯条の大野朝臣東人の薨伝に「飛鳥朝糺職大夫直広肆果安之子也」とあることからすれば、この中には大宝令施行以後の確率が高い。「宛先の前に請ふ」という表現は他の「宛先の前に申す」とはやや異なり、「請」という用字も(69)の「被賜」、(70)の「受賜」、(72)(73)の「受給」と比較して新しさを感じさせ、平城宮における物品請求の木簡でもほとんどこの「請」の字が不明であるが、(73)と比較して、まことに用例を勘案すると、(73)と同じく「謹解」とあったものであ

ろう。「解」という用字もつぎに述べる公式令の「解式」にみえるよう、大宝令以後の上申文書ではつねに用いられる言葉であるが、(65)から(72)までの文書簡では「白(啓)」「申」がもっぱら用いられていて、ここにも相異が認められる。平城宮朱雀門付近の下ッ道側溝から出土した過所木簡としてよく知られている

は藤原宮当時のものとみられているが、記されている位階からすれば大宝—和銅年間のものといえよう。そしてこの木簡が「宛先(関々司)」の前に解す」という表現をとつてすることは、時期的にみてやはり大宝令以前の書式から大宝令以後の公式令書式に移る過渡的な表記法をとるものと解され、興味深い。

このようすに藤原宮出土の文書簡には、上申文書としての大宝公式令に規定された「解式」とは異なる古様を示す書式が用いられてゐるもののが存することが知られるのであるが、一方では大宝公式令の「解式」に則つたとみられる文書簡が多数出土している事実と照合するとき、そのことの有する意義はいつそう明瞭となろう。そうした「解式」によつてゐるらしい木簡はとくに最近行なわれた発掘調査によつて藤原宮東面北門（山部門か）付近の外濠から多く出土し

たことが報告されている。さきに掲げた皇太妃宮職解の木簡二点(41)(42)もそうであるが、なお若干の事例を追加しておこう。

（寸五分）

□□□□
□□□□
□□□□
□□□□
□□□□
X X X X

(年次未詳) 藤原 概報五

78
内膳司解供御
□□御料鹽三斗
□□

(年次未詳) 藤原 概報五

(79)

□

(年次未詳) 藤原 概報五

これらはいずれも年月日の記載がないが、「造兵司」「内膳司」「織部司」という官司名からすれば、大宝令施行以後のものであることは明らかであり、その書式は公式令の「解式」に近く、それに依っているとみてよからう。ただ以上のような考察から、「解」という文字や、それを用いた上申文書の木簡が大宝令施行以前には存在しなかった、つまり「解」を用いた文書簡が出現するのは大宝令施行以後であったと速断するのは慎まねばならない。それはなお閑係木簡の出土例が少ないからであるが、たとえばつぎのような木簡も存するからである。

(80) 膳職白主菓餅申解解

(年次未詳) 藤原 報告21

この木簡は両端とも切断されているらしいが、「膳職」の上に若干余白があり、「大膳職」とは読めないので、やはり大膳職であろう。主菓餅は大宝令で内膳司に分化する大宝令以前の膳職であろう。

は大膳職に属する伴部で、淨御原令下でもこうした名称や用字の官人¹¹が存したか否かに疑点が残るが、「白」などの用字からすると、前述するところからもこの木簡を大宝令施行以前のものとみるに矛盾しない。ところがそこには習書らしい文字で「申解解」の三字が記されている。習書であり、なお慎重に判読する必要があるが、もし膳職に照応するものならば、大宝令施行以前における「解」の用字を示す一例となる。

こうした細部の点でなお検討を要する問題はあるが、藤原宮木簡を大觀するとき、大宝令施行の前と後で上申文書の文書簡においてもその書式に変化があり、施行後は原則として大宝公式令の「解式」の書式に則っているらしいといえるであろう。そのほか公式令の「符式」「移式」と同じとみられるものに「符処々塞職」(藤原・史料12)や「中務省移」(藤原・現説資料)がある。出土数は極めて少ないが、その点は平城宮においても同様であり、一般的に紙の文書でも符や移の遺存する例は稀である。それはともかくとして、前者については「塞職」――関司という用字に必ずしも大宝令以後とできない疑問が残るが、後者は明らかに大宝令以後であり、また「官奴司謹奏」(藤原・概報四)のごとく「奏」の用語も大宝令以後の木簡にみえる。

「さがい疑問が死んだが 後者に明かぬアシテ以復アリ
ヌ司譲奏」(藤原・概報四)のことく「奏」の用語も大宝令以後の本
簡にみえる。

うに、文書木簡における同様な変化はやはり大宝公式令によつているのではなかろうかと推測されてくる。そしてさらに貢進物付札の書式の変化も起因するところはむしろそこにあるといえるのでなかろうか。そこでもしこの推測が当たっているならば、少なくとも藤原宮当時においては木簡は公式文書の書式変化に即応していたのであるから、第一に問題とした点に関しては、木簡は紙の文書に劣らぬ役割を果たし、また同等の評価を受けていたといえるのでなかろうか。

四

ところで藤原宮出土の木簡に大宝初年を画期として大宝公式令の文書形式の影響が顕著に現われており、とくにそれは年月日記載の変化が重要な指標となっているとすると、それは木簡だけに限られた現象であろうか。そのことを検討するために、伝存する奈良時代以前のすべての金石文について、その年月日記載の位置を整理して示したものが次表である。

47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32
真成	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C
天平廿一年歲次己丑三月廿三日沙門	天平廿一年歲次己卯	天平十二年八月十二日記歲次己卯	天平二年歲次庚午十月廿日	神龜六年歲次己巳二月九日	壬戌六月十四日□□逝	戊辰十一月廿五日□□逝去	主德因時	養老七年歲次癸亥年立	二月十五日乙巳	以癸亥年七月六日卒之、養老七年十	神龜四年歲次丁卯十二月十一日鑄奉	神龜三年丙寅二月廿九日	神龜六年歲次己巳二月九日	三日乙酉葬	矣
行基骨藏器	楊貴氏墓誌	美努岡万墓誌	正倉院漆柄香爐箱	小治田安万侶墓誌	山代真作墓誌	阿波國造碑	上野高田里結知識碑	興福寺觀禪堂鐘	太安万侶墓誌	元明天皇陵碑	栗原寺塔露盤	道藥墓誌	上野建多胡郡碑	伊福部德足比壳骨藏器	下道圓勝・圓依母夫人骨藏器
七四〇	七三九	七三〇	七二九	七二八	七二七	七二六	七二三	七二二	七一五	七一四	七一三	七一〇	七一〇	七〇八	七〇八
による	現存せず、拓本のみ、擬刻説	あり	副板二面も同じ	壬戌は養老六年（七二二）	年紀は左側面									和銅元	和銅元
二二	一二	二	六	五	四	三	七	七	七二二	七一四	七一三	七一〇	七一〇	七一〇	七一〇

この表で A はその銘文の成立時点を示すとみられる年紀が文章の冒頭にあると認められるもの、C は反対にそれが文章の末尾に記されていると認められるもの、B はそのいすれでもなく、年紀が文章の途中にあるものを示し、ダッシュを付したものはそれぞれの変形と考えられるものである。個々の挙例についていちいち説明を加える余裕はないが、この表を通してつぎの点が注目される。B 型は

当面の問題に直接関係ないと思われる所以で、A型・C型についてみると、まずA型は七世紀末までは頻出するが、大宝二年(七〇二)の28豊前長谷寺観音菩薩像銘を最後として、それ以後は皆無である。これに対してC型はA型が消滅する八世紀初頭以後から頻出し、若干のB型を含みはするが、のちにはほとんどすべてC型となる。つまりここでもさきに木簡を検討してえられた結

果と同じように、八世紀初頭の大宝初年を画期として文章におけるの表にみられる限り、大宝以前にもC型が存在する。まず8法隆寺金堂薬師如来像の光背に刻まれている造像記であるが、この銘文を推古十五年(六〇七)のものとするについては多くの反対説が提起されている。⁽⁸⁾ いまそれらについて詳論することは避けるが、それらの反対説によれば天武朝以後、和銅あるいは天平以前の追刻と推定されている。つぎは18小野朝臣毛人の墓誌で、銘文中の「丁丑」は天武六年(六七七)に比定されている。しかしこの銘文についてもそこにみえる「飛鳥淨御原天皇」や「大錦上」「朝臣」の語句が天武六年当時のものにそぐわないとして、持統朝から和銅七年にかけての間ににおける子の毛野による追刻追納であろうとする説が有力である。また20長谷寺法華説相図(千仏多宝塔銅板)についてもその制作年代は必ずしも諸説一定していない。銘文中の制作年次を示す「歳次降婁漆菟上旬」は単に「戌の年の七月上旬」というだけのことである。「戌」の比定によつては時代は降りうる。「飛鳥清御原宮治天下天皇」は天武天皇とみるべきであろうから、朱鳥二年説はむしろ難点があり、『三代実録』貞觀十八年五月二十八日条に引く律師長朗牒には、「大和國長谷山寺、是長朗先祖川原寺修行法師道明、宝亀年中、率^ミ其同類、奉^ミ為國家^ニ所^ニ建立^也」と記されているので、宝亀元年(七七〇)戌の年に天武系最後の称徳天皇の病氣平癒を祈願し

たもので、長谷寺の文献上の初見がその二年前の『続日本紀』神護景雲二年十月二十日条の「幸^ミ長谷寺^一捨^二田八町^三」であることにもよく照応するとして、そこまで制作年代を下げる説さえある。⁽⁹⁾ 様式的には白鳳期のものとしても、十二支一運をくり下げる文武二年（六八六）とすることはもちろん、大宝以後とみることのできる可能性も存する。つぎにいま一例は21采女竹良瑩域碑である。これは大阪府南河内郡太子町春日から出土したと伝えるが、現物はなく拓本が存するのみである。碑文は「飛鳥淨原大朝庭大弁官直大式采女竹良卿所請造墓所形浦山地四千代他人莫上毀木犯穢傍地也、己丑年十二月廿五日」というもので、年月日は改行して最後に記されている。采女竹良の名は『日本書紀』天武紀に竹羅・筑羅として数回みえ、最後は朱鳥元年九月甲子条の天武殯宮の記事に直大肆で内命婦の事を誅したことがみえる。「大弁官」の官名も同じく天武紀にみえ、「代」の用語も矛盾しない。したがって碑文そのものに疑わしい点はないようであるが、この種の碑文は他になく、また現在知られる拓本も転刻されたものに依ったようなので、なお慎重に検討を要するが、ともかくここでは例外的な存在であるとして注目しておこう。このようにして大宝以前のC型には比定年次に疑点のあるものが多く、金石文においても大宝令施行の前と後において年紀記載の様式が変化した可能性が強く、たとえ21のこときものが稀れに存在したとしても、C型の先行的なものと解すれば、支障とはならないで

であろう。ただこの表から知られるように、A型を示す大宝以前の事例は造像記に多く、それと比較すべき大宝以後の造像記の例が遺憾ながら存在しないし、逆にC型の事例には墓誌が多く、墓誌の書式は造像記とはやや異なる上に、大宝以前にA型を示す墓誌の例がないという難点はある。しかし大局的にみて、大宝を境として年紀記載がA型からC型に移行する趨勢にあつたことは認めてよいと考えられる。したがつてここにも木簡と同じような大宝公式令の書式の影響が認められるのではないかと思うが、肝心の紙に書かれた文書について大宝令施行以前はどのようであったかを示す資料が残念ながら存在しない。紙に書かれた公文書としては『正倉院文書』として残る大宝二年戸籍が最古のものであるが、たとえば美濃国戸籍では卷首に「太寶貳年十一月御野国山方郡戸籍」とあり、卷尾には「太寶二年十一月目追正八位下五百井造豊國」とあって、以下国司・郡司が連署していて、一応公式令の書式、つまりC型に近い。また同じ大宝二年の西海道戸籍も卷首は「筑前国嶋郡戸籍川辺里 大寶二年」で始まり、養老五年下総国戸籍も卷首には「下総国葛飾郡大嶋郷戸籍 養老五年」とあるが、ともに卷尾を遺存するものがないので、卷末の書式は明らかでない。しかしこれらの戸籍の書式は、他の正税帳などの公文がたとえば「志摩国司解 申神龜六年輸庸事」とか「紀伊国司解 申天平二年収納大税并神税事」というような文言で始まり、「以前、収納大税穀并神戸租等数、具録如前、謹解」

と結んで、年月日・位置を記すという完全に公式令の「解式」の書式をとっているのとは異なる。あるいはそこに大宝令以前の公文書書式のかすかな遺制が認められるのかも知れない。とすれば、戸籍として当然のこととはいえ、年紀が冒頭にあるのは注目される。

それからこれは公文書ではないが、同じように紙に書かれた大宝令以前の事例としては、經典跋語のうちに一点、朱鳥元年(六八六)のものとされる小川睦之助氏蔵「金剛場陀羅尼經」卷一のものがある。

(81) 歳次丙戌年五月、川内國志貴評内知識、為七世父母及一切衆生、敬造金剛場陀羅尼經一部、藉此善因、往生淨土、
終成正覺、
教化僧宝林

これを和銅年間書写の根津美術館所蔵の「舍利弗阿毘曇論」卷十二や「大般若波羅密多經」卷二十三のつぎのような跋語と対比する
と、

(82) 奉為 聖朝、恒延福寿、敬寫一切經論及律、莊嚴既了、
和銅三年戊五月十日
沙門知法

(83) 藤原宮御禹 天皇、以慶雲四年六月十五日登遐、三光慘
然、四海遐密、長屋殿下地極天倫、情深福報、乃為天
皇、敬寫大般若經六百卷、用盡酸割之誠焉
和銅五年歲次壬子十一月十五日庚辰竟

そこには年紀記載の変化が明らかに認められる。しかしこの場合も、大宝以前の遺例はわずか一例であり、これに対して大宝以後の經典跋語には年紀の冒頭にあるものが割合に多いので、絶対的な実証資料になるとはいひ難い。

しかし繰り返し述べるように、年紀を冒頭に記す書式が単に木簡だけでなく、金石文や、紙の文書においても、末尾に記す書式に先行するものであることは確かであり、少なくとも木簡ではその変化が大宝令施行を画期として起こっているといえよう。しからばそうしたA型の書式は日本独自のものなのであらうか、またA型からC型への変化は何によるのであらうか。以下この問題を論じてみたい。

五

新羅の古都、慶州月城の近くにある雁鴨池の先年の発掘調査において、約五〇点の木簡が臨海殿に面する護岸石築の下の泥土層から出土した。それらの中には「庚子年」「甲辰年」「乙巳年」〔辛亥年〕「甲寅年」など干支で年を表わしたもののが五点、「天寶十載」「寶應四年」など中国の唐の年号を用いたものが二点あり、他に月日のみを記したものが四点ほどある。しかしそれらの年月日を記した木簡を検すると、表だけのものは勿論、表裏に記載のわたっているもの

も、すべて年月日は木簡の上端から書かれており、これらの木簡の記載形式は年月日を文章の冒頭に記す日本簡のA型に属することが知られる。

ところでこれらの木簡の年代であるが、その中にみえる「天寶十載」は唐の玄宗の治世で七五一年に当たり、新羅では景德王の十年（天平勝宝三）である。また「寶應四年」の宝應は唐の代宗の年号であるが、四年に当たる七六五年にはすでに改元されていて、廣德三年または永泰元年とすべきであるが、新羅では改元の事実を知らなかつたのか、そのまま宝應の年号を用いており、これは景德王の二十四年か、代つた惠恭王の元年（天平神護元）に当たる。こうしたことから他の木簡もほぼ同時期のものとみて、干支をもって記された年紀のうち、「庚子年」は七六〇年（天平宝字四）、「甲辰年」は七六四年（天平宝字八）、「乙巳年」は七六五年（天平神護元）、「甲寅年」は七七四年（宝龜五）に当たるのが妥当とし、景德王から惠恭王の代にかけてのもので、『三国史記』新羅本紀景德王十九年（七六〇）二月条に「宮中穿二大池」とある雁鴨池の重修工事に關係するのではないかとみられている。¹⁰もしこの年代比定に誤りないとするならば、すでに日本では年紀記載の書式がA型からC型に移行していく時期に、新羅の木簡ではもっぱらA型が用いられていたということになる。それではそうした現象は単に木簡だけのものであらうか。日本の場合と同じように、朝鮮三国の他の金石文の事例について検討してみ

よう。

そこでいま試みに黃寿永氏の編著になる『韓國金石遺文』によつて、その中からまずA型のものを年代順に抽出してみよう。なおそれぞれの年代比定は※印のものを除き、ひとまずその註記によつた。

年	紀	西暦	出	拠
永和十三年十月戊子朔廿六日	三五七※	高句麗・冬寿墓誌		
泰和四年五月十六日丙午正陽	三六九※	百濟・七支刀(石上神宮)		
永康七年歲次甲子	三九六※	高句麗・金銅光背		
乙卯年	四一五	高句麗・好太王壺杆		
延壽元年太歲在卯三月	四五一	新羅・瑞鳳塚銀合杆		
庚子年二月	五二〇	百濟・武寧王陵銀釧		
丙辰年二月八日	五三六※	新羅・永川菩堤碑		
延嘉七年歲在己未	五三九	高句麗・金銅如來立像		
景四年在辛卯	五七一	高句麗・金銅三尊仏光背		
戊戌年四月朔十四日	五七八	新羅・塙作碑		
辛亥年二月廿六日	五九一	新羅・南山新城碑		
甲寅年三月廿六日	五九四	高句麗(百濟)・枳迦像光背(東博)		
乙卯年	五九五	新羅・於宿墓誌		
建興五年歲在丙辰	五六六	百濟(高句麗)・金銅光背		
癸未年十一月一日	六二三	三百濟・金銅三尊仏光背		
甲申年正月九日	六二四	百濟・金銅釀迦坐像光背		
歲在癸酉四月十五日	六五四	百濟・砂宅智積碑		
	六七三※	百濟・三尊千仏碑像		

以上はひとまず雁鴨池出土木簡の推定年代以前を限つて掲出したのであるが、この間の現存金石文に年紀のみえるものはほとんどのように年紀を冒頭に記すA型で、B型も少なく、C型に至つては皆無であり、またA型はこれ以後も頻出する。そこでC型はいつごろから現われるかを同様にして検討してみると、つぎのような結果となる。

年	紀	西暦	出	拠
大曆六年歲次辛亥十二月十四日	七七一	新羅・聖德大王神鐘		
維唐大中九年歲在乙亥夏首閏月日	八五五	新羅・昌林寺無垢淨塔		
時咸通四年歲次癸未無射之月十日記	八六三	新羅・敏哀大王石塔		
咸通十三年歲次壬辰十一月廿五日記	八七二	新羅・皇竜寺九層木塔刹柱		
仲和三年癸卯二月修	八八三	新羅・金銅円塔		
時乾寧二年申月既望記	八九五	新羅・海印寺妙吉祥塔		
乾寧二年夷則建	九三七	新羅・五台山吉祥塔		
清泰四年八月十七日記	九四一	高麗・了悟和尚碑後記		
天福六年歲次辛丑十月二十七日立	九四五	高麗・鳴鳳寺慈寂禪師陵雲塔		
維顯德參季太歲丙辰正月廿五日記	九五六	高麗・興海大寺鐘		

以上一〇世紀末までに限つたが、現存資料による限り、C型の最も早いものは七七年（新羅惠恭王七、宝龜二）の有名な新羅聖德大王神鐘銘で、それは銘文の末尾に唐の年号を用いて「大曆六年歲次辛亥十二月十四日」と書かれている。八世紀におけるC型はこの一例だけで、以後九世紀中ごろになつてようやく散見される。しかしここに掲げた期間にあっても、さきに述べたようにA型は依然として併行して多く存続し、たとえば鐘銘でも新羅禪林院鐘の「貞元廿年甲申三月廿三日」（八〇四）、新羅青州蓮池寺鐘の「太和七年三月日」（八三三）、新羅竇興寺鐘の「大中□年丙子八月三日」（八五六）、新羅松山村大寺鐘の「天復四年甲子二月廿二日」（九〇四）などの年紀はいずれも文章の冒頭に書かれていてA型に属し、表に示すごとくようやく興海大寺鐘（九五六）に至つてC型が現われるのである。

ところでC型はいずれも唐の年号を用いており、その初見資料である聖德大王神鐘の場合はちょうど雁鳴池木簡の年代と重複するから、当時は年紀に關してもなお干支と年号が併用されていたことは明らかである。前表によると新羅における唐年号の使用は日本における年号始用と同じく八世紀初頭にあるようであるが、日本と違つて独自の年号はなく、干支を用いることが依然として行なわれていた。それと同様に年紀記載についても、C型の出現がいつまで遡るかはともかくとして、新しいC型に關わることなく依然としてA型が盛んに用いられていたといえるであろう。

そこで以上のような朝鮮三国の金石文における年紀記載の検討結果からすると、日本において年紀記載がA型の書式から始まるのは、まず朝鮮三国に溯源するとするのが妥当であろう。しかしA型からC型への移行については、新羅では日本の時期、つまり八世紀初頭にまで遡りうるかは疑問で、またほぼ同時と仮定しても、明確な日期がないままに、その後もA型が優勢のまま依然として存続して行つたのであって、その点日本の場合は趣きを異にする。とすると、日本におけるA型からC型への移行については朝鮮三国以外に要因を求めるべならなくなるだろう。そしてもしそうした変化が律令に基づくとするならば、それは中国の令、具体的には明確にC型を示す公式令の遺存している唐の開元令（七年令または二十五年令）であろうが、改めてこれまで検討してきたと同様な問題を中国の場合について考えてみよう。

六

中国の木簡における年紀の位置を論ずる際に注意しておかなければならないことは、中国では一つの簡だけで文章が完結し、またそれだけで機能する場合もあるが、複数の簡を編綴して冊書の形態をなすことが多く、この点が日本とは異なることである。いま居延漢簡の中から大庭脩氏に従つて若干の例を挙げてみよう。

〔元鳳三年十月戊子朔戊子、酒泉庫令安國以近次兼行大遣官持錢去取丞事、金城、張掖、酒泉〕

張舍從者如律令／據勝胡、卒史廣

守事、丞步遷、謂過所縣閔津、請
〔敦煌郡、案家所占畜馬二匹、當〕

〔前漢・前七八〕居延 三〇二・一二

〔五鳳三年十月甲辰朔甲辰、居延都尉德、丞延壽敢言之三百廿一日、以令賜賢勞百六十日半日、謹移賜勞名籍〕

〔甲渠候漢彊書言、候長賢日迹積
一編、敢言之〕

〔前漢・前五三〕居延 一五九・一四

〔永光二年三月壬戌朔己卯、甲渠士吏彊以私印〕

〔行候事、敢言之、候長鄭赦父望之、不幸死、癸巳〕
〔予赦寧、敢言之〕

〔令史充〕

〔前漢・前四二〕居延 二五五三

〔陽朔元年十一月甲辰朔戊午、第十三候長赦之敢言之、敢言之、〕

〔謹移錢出入簿一編、〕

〔〕

〔前漢・前二四〕居延

二六・四

〔永始五年閏月己巳朔丙子、北鄉嗇夫忠敢言之、義成里獄徵事、當得取傳、謁移肩水金閔、居延縣索閔、敢言之閏月丙子、觴得丞彭、移肩水金閔、居延縣索閔如律令〕

崔自當自言、為家私市居延、謹案自當母官

〔之、據晏、令史建〕

〔前漢・前一二〕居延 一五・一九

〔元延二年十月乙酉、居延令尚、丞忠、移過所縣道河敦煌張掖郡中、當舍傳舍從者、如律令／守令史翻、〕

〔津閔、遣亭長王豐、以詔書買騎馬酒泉〔居延令印佐褒、十月丁亥出〕〕

〔前漢・前一二〕居延 一七〇・三

〔元康五年二月癸丑朔癸亥、御史大夫吉下丞相、承書從用者如詔書、〕

〔事下當〕

〔〕

〔〕

〔二月丁卯、丞相相下車騎將軍、中二千石、少史慶、令史宜王、始長、〕

〔郡大守、諸侯相、承書從事下當用者、如詔書、〕

〔〕

〔前漢・前六二〕居延 一〇・三三、三〇

〔十一月丙戌、宣德將軍張掖大守苞、長史丞旗、告督
□視亭市里顯見處、令吏民盡知之、旁縣起察有母四

郵據□□□謁部農都尉官□、寫移書到、扁

時言、如治所書律令

・「 擇習、屬沈、書佐橫、實、均」

（前漢・年次未詳）居延 一六・四

〔十一月丙戌、宣德將軍張掖大守苞、長史丞旗、告督
□視亭市里顯見處、令吏民盡知之、旁縣起察有母四

夫々隸自言、與大奴良等廿八人・大婢益等十八人、轍車
二乘、牛車一輛、驕馬四匹、駒馬二匹、騎馬四匹

可行、吏以從事、敢告主、

（前漢文帝・前一六七）江陵

というように、年紀は冒頭に記されており、また年代の降った樓蘭
出土の魏・晉簡においても、

〔泰始五年七月廿六日、從據位張鈞言敦煌太守×
(西晉・二六九) 樓蘭 Cla

〔泰始十八年三月十七日、粟□胡樓□×
功曹 一萬石錢二百

主簿

（西晉・三三〇）樓蘭 Ch 八八六

というように、その書式は変わっていない。

ところでこのように年紀を冒頭に記す書式は、中国においても木
簡に限らない。たとえば同じ時期の金石文についても同様の傾向が
認められる。私たちの容易に眼にすることのできる日本にある中国
の遺物を例にとるならば、和泉黃金塚出土の魏の景初三年（二三九）
の画文帶神獸鏡の銘文には、

〔十二年二月乙巳朔戊辰、家丞奮、移主贊郎中、移
贊物一編、書到、先選具奏主贊君、

（前漢文帝・前一六八）長沙

とあり、江陵鳳凰山一六八号墓から出土した竹牘にも、

〔十三年五月庚辰、江陵丞敢告地下丞、市陽五

功曹 景初三年、陳是作^{（鏡）}詔銘之、保子宜孫

とあり、他の魏の正始、吳の赤烏年間の鏡などについても同様であ

る。また刀劍銘では天理市東大寺山古墳出土の金象嵌鉄刀は後漢中平年間（一八四—一八九）のものであるが、その銘文も

98 中平□□（年）五月丙午、造作□□^{（支刀）}、百練清□^{（剛）}、上應星宿、□^{（下）}

辟不□^{（祥）}

となっている。そのほか書道博物館に所蔵されている中国出土の買地鉛券の類も同じで、そのうち後漢の光和元年（一七八）の一例を示せば、

99 光和元年十一月丙午朔十五日、平陰都鄉市南里曹仲成、

從同縣男子陳胡奴、買長谷亭部馬領伯北冢田六畝^ニ千五百、

并直九千錢即日畢、田東比胡奴、北比胡奴、（表）

西比胡奴、南盡松道、四比之内根生伏財物、一錢以上皆屬仲成、田中有伏尸既□男當作奴女當作婢、皆當為仲成

給使、時旁人賈劉皆知券約、他如天帝律令（裏）

のとくである。¹³ したがつて中国では木簡のみならず、他の金石文の類でも、年紀を記す場合には原則として文の冒頭に置いたことは明らかであり、遡つて青銅器類のいわゆる金文もその例に洩れないから、おそらく中国では最初から年紀は文章の冒題に記す慣例となつていたのであろう。

しかしまそしたことの詳しい詮索は直接当面の問題には関係が薄く、またいまの私の能力の限界を超えるものなので、ここでは

深く立入ることをしない。それよりもそのような金石・竹木に代わって文字を記す素材となつた紙の文書においてはどうなつたのか、そして中国ではいつ年紀記載の位置が逆転したのかということの方が、私たち日本の木簡について当面の問題を考える者にとっては重要なのである。まず紙の文書についてであるが、さきに掲げた樓蘭出土の魏・晋簡は実は紙に書かれた文書と一緒に発掘されている。その中でよく知られているのは大谷探検隊によつて発見され、現在竜谷大学図書館に所蔵されているつぎの李柏尺牘稿である。

100 五月七日西域長史關内侯柏頓首々々闕久不知問常懷思想

不知親相念便見忘也詔家見遣來慰勞諸國此月二日來到海頭未知王問邑々天熱想王國大小平安王使招臣俱具發從北虜中與敵參事往不知到未今遣使符太往通消息書不盡意李柏頓首々々

この文書は考証の結果、前涼王張駿の部下で、西域長史であった李柏の書状の草稿で、咸和三年（三二八）ころのものと推定されているが、この文書でも見られるごとく、月日は文の冒頭に記されている。その他ヘデインやスタインの発掘した同じ樓蘭文書でも、「永嘉四年（西晋懷帝、三二〇）八月十九日己酉安西和戎從事軍謀史令副溥督察移——」（C20）「三月一日樓蘭白書濟遲白達曠遂久思企委積奉十一月書具承動靜春日和適伏想御其宜」（C2）、「十月四日具書焉耆老玄鵠首言——」（Ch九三〇）、「三月十五日具書頓首々々」（Ch九三二）とい

うように、いずれの書状も月日記載から始まっている。また王羲之（三〇七—六五？）の書状として伝えられるものも、たとえば四月廿三日帖は「四月廿三日羲之頓首」、姨母帖は「十一月十三日羲之頓首頓首」、初月帖は「初月十一日山陰羲之報」でそれぞれはじまる。というように、やはり月日記載が冒頭にきている。このようにしてすでに紙木併用期に入っている魏・晋の時代においても、書状の場合はなお年紀は文章の最初に記すというA型の書式がもっぱら一般的に行なわれていたらしい。

それでは中国では唐の開元公式令に規定されているようないC型書式はいつから使用されたのであるか。こうした問題に対し専門外の私にはいま直ちに的確な答えを出すことはできない。しかしたとえば同じ王羲之でもその書として拓本の伝えられる楽毅論（余清齋帖）の「永和四年十二月廿四日書付官奴」、東方朔画贊の「永和十二年五月十三日書與王敬仁」、黃帝経の「永和十二年五月廿四日五山陰縣写」、孝女曹娥碑（筠清館法帖）の「昇平二年八月十五日記之」などでは、年紀はいずれも文章の末尾に改行して記されている。けれどもこれらについてはいずれもまず真偽の判別に問題があるようであり、また管見に入った西晋の皇帝三臨辟雍碑（咸寧四、二七八）、齊太公呂望表（太康一〇、二八九）、さらに遡つて魏の薦闈内侯季直表（黄初二、二三一）、後漢の賀捷表（建安二四、二九）などの金石文もC型の書式をもつてゐるが、それぞれ難しい問題がある。

らしい。このように中国の金石文を当面の問題に資料として用いることは容易でなく、そうした多くの金石文類を徹底的に蒐集し、慎重に検討を加えた上でないと簡単に結論を出すことはできない。ただ専門外の私が暗中模索を試みた過程で注意をひいた事実を覚え書きの一つとして以下に記し、参考としておきたい。

私は中国の金石文類における年月日の位置を検索するために、まず代表的な王昶撰の『金石粹編』を取りあげてみた。その結果、C型を示すものは前掲の西晋太康年間の齊大公呂望表がひとり離れて早く存在するが、北魏に入ると、始平公造像記（太和二二、四九八）、孫秋生等造像記（景明三、五〇二）、比邱法生造像記（景明四、五〇三）、石門銘（永平二、五〇九）、嵩頭寺碑（永平二、五〇九）、齊郡王祐造像記（熙平二、五一七）、賈思伯碑（神龜二、五一九）、趙阿欽等造像記（神龜二、五一九）、高植墓誌（神龜二）、張猛龍清頌碑（正元三、五二二）などに年紀を銘文の末尾の方に書くC型の形式が急に頻出してくる。もちろん從来のごときA型書式のものも併行して存在するが、北魏以前にみられない顕著な現象として注目される。

同じことは墓誌についても認められる。いま趙萬里撰の『漢魏南北朝墓誌集解』を検すると、漢・魏・晋の墓誌として掲げられるものには年紀を銘文のあとに記すものはないが、北魏になるとやはり頻出してくる。いま年次を追つて掲出するとつぎのごとくである。

この表によると太和二十三年（四九九）の韓顯宗墓誌からC型が現われるが、それは『金石萃編』によつて検した結果とほぼ一致する。『漢魏南北朝墓誌集解』には三〇〇余の北魏の墓誌が収められており、右のC型を示すものは一割強を占めることになるが、それは以後の北齊・北周・隋、あるいは齊・梁の墓誌においてC型の占める

年月日	墓誌名	年月日	墓誌名
太和三・三・六	韓顯宗墓誌	孝昌二・四・四	高宗夫人于仙姬墓誌
景明三・六・元	穆亮墓誌	二・八・六	世宗嬪李氏墓誌
正始四・三・三	顯祖嬪侯骨氏墓誌	二・二・四	公孫猗墓誌
永平三・正・八	張整墓誌	三・二・六	董偉墓誌
延昌元・八・三	奚智墓誌	三・二・二	蘇屯墓誌
正光三・七・五	元鑒墓誌	元安元・二・二	建義元・七・七
熙平元・二・三	王夫人寧陵公主墓誌	元・八・二	元・七・六
孝昌元・九・四	元侔墓誌	二・三・九	元維墓誌
	鄒乾墓誌	二・三・九	元淑墓誌
	高宗嬪耿氏墓誌	二・二・七	唐耀墓誌
	山暉墓誌	二・三・六	元鑒妃吐谷渾氏墓誌
	元廣墓誌	二・三・七	邢轡妻元純庵墓誌
	大監劉華仁墓誌	二・三・七	穆彥墓誌
	元敷墓誌	太昌元・七・六	元延明墓誌
	鞠彥雲墓誌	元・一〇・四	于祚妻和醜仁墓誌
	元謐墓誌	永熙三・二・三	僧令法師墓誌
	元済墓誌	興和三・三・四	胡伯梁玉枕銘記
	王夫人元華光墓誌	天平二・七・六	元鑒墓誌

比率に対してかなり高い数値を示している。このように『金石萃編』『漢魏南北朝墓誌集解』の二つを選んで検索した結果、北魏においては五世紀末、孝文帝のころから金石文においてC型が多く用いられているという事実が明らかになった。しかしこれは以前から存在した可能性があるので、その事実が当面の課題に何らかの関係を有するものなのか否かはなお検討を要する。ただ北魏は從来の中國王朝とは異なる北方系民族の王朝であり、しかも均田制や三長制などの新しい政策を実施した孝文帝のときでもあるので、新しい書式が広汎に導入されたのかも知れない。そしてもしそうした変化が一般の文書書式にも及び、さらにそれがその後も継承されたとすれば、私たちは五世紀末を一つの年紀記載の画期とすることができる。このところは何ともいえない。

ともかくこれまで検討してきたように、漢字を用いて文章を記すことを中國から教えられた朝鮮三国では、最初から年紀の記載はA型で、C型の影響をはじめは受けていない。したがつて中國において年紀の記載が公文書をはじめとして一般的にA型からC型に移行した時期をX期とすると、まず中國から朝鮮に漢字を用いて文章を記す技術が伝えられたのはそのX期以前であり、朝鮮における木簡の始用もまたおそらくX期以前であつたろうと想定されてくる。そして日本の金石文や木簡もまたA型に始まり、はじめはC型の影響を受けていない。したがつて木簡の使用がもし中國から直接伝えら

れたものであり、またその時期がA型からC型に一般的に移行した

X期以後であれば、日本簡の年紀記載は当然C型によつたと推定されるから、X期以後中国から直接でなかつたことは確實であろう。

いまX期をいつと指定することは困難であるが、六世紀代は日本と中国との交渉が途絶えた時期であり、その時期中国ではすでにみたようにななりC型が普及している。またとえば雁鴨池出土の切り込みのある付札のうちには居延漢簡や藤原宮・平城宮の付札と酷似する主頭のものがある。これらの点を勘案すると、木簡の使用はまず中国から朝鮮三国に伝えられ、その後日本に伝えられたものであり、朝鮮への伝来の時期は少なくとも五世紀末以前に遡るといえるのでなかろうか。そしてもし朝鮮から日本への木簡の伝来が、中国から朝鮮への伝来時期からあまり隔たらなかつたとすると、それは五世紀代に遡る可能性もなくはないが、これはあくまで仮定である。このようにして日本ではいつから木簡が使用され始めたかという問題については、なお多面的に慎重に検討する必要があるが、年紀記載の問題を通じて一つの手懸りはうことができたと思う。そしてまた日本において年紀記載の形式がA型からC型に変化したのが大宝令からであるとすると、当時新羅ではなおA型が盛行していたから、それは朝鮮からではなく、こんどは直接中国、すなわち唐から影響を受けたものと考えられる。このようにして日本簡と朝鮮簡・中国簡との関係についてもいささか新しい問題を提起することがで

きたかと思う。

以上主として藤原宮出土木簡を素材として年紀の記載形式の問題から大宝令との関係を論じ、さらに木簡の日本における始用時期や、朝鮮・中国の木簡との関係についても説き及ぶこととなつたが、何分にも専門外の分野に臆面もなく踏み込むこととなり、しかも十分な史料蒐集の余裕がなく、考察も未熟で、思わず失考があるのでないかと怖れている。しかし木簡研究の進展のために敢えて大胆に試論を仮説として提起することとした次第であり、とくに中国におけるこうした文書形式の変遷についての示教を望んでやまない。

註

(1) こうした問題を含めて最近の木簡研究の動向については、今泉隆雄「日本木簡研究の現状と課題」(『歴史学研究』四八〇)を参照のこと。

(2) この欄の表記は以下左に掲げるような略称に従つ。

藤原 報告 奈良県教育委員会『藤原宮』(奈良県史跡名勝天然記念物調査報告二五)

藤原 県概 奈良県教育委員会『藤原宮跡出土木簡概報』(奈良県文化財調査報告一〇)

藤原 概報 奈良国立文化財研究所『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報』(一)~(五)

藤原 史料 奈良国立文化財研究所『藤原宮木簡』一、二(奈良国立文化財研究所史料叢)

藤原 現説 奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部『藤原宮第二九次発掘調査現地説明会資料』

平城 概報 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』

木簡と大宝令

(15) 平凡社『書道全集』第四卷中国・東晉による。

(16) 平凡社『書道全集』第三卷中国・三国、西晋、十六国による。

(17) 同じく平凡社『書道全集』第四卷に収める爨宝子碑の「太享四年（四〇五）歲在乙巳四月上旬立」、楊陽神道碑の「隆安三年（三九九）歲在己亥十月十一日立」はいずれも文尾に記されている。

本稿は昭和五十四年十二月一日に行なわれた木簡学会第一回研究集会で発表したものに若干の補筆を行なつたものである。

木 簡 研 究 創刊号

岸 俊男

創刊の辞

一九七八年出土の木簡

概要 平城宮跡 藤原宮跡 紀寺跡 長岡宮・京跡 平
安京西市跡 平安京左京八条三坊跡 吉田南遺跡 下郡
遺跡 小判田遺跡 城山遺跡 伊場遺跡 二之宮遺跡
御子ヶ谷遺跡 平形遺跡 城輪柵遺跡 堂の前遺跡 秋
田城跡 草戸千軒町遺跡 尾道市街地遺跡 長門國府周
辺遺跡 三宅廃寺

一九七七年以前出土の木簡(一)

袖井遺跡 払田柵跡 平城宮跡(第五次・第七次) 正倉

院伝世の木簡

中國簡研究の現状

東北地方出土の木簡について

長岡京木簡と太政官厨家

藤原宮跡出土の官奴婢關係木簡について

記念講演(M・ローウェ)要旨

木簡第一号発見のころ(田中琢) 番報

価格 11000円 1400円